

日医発第656号（地Ⅲ152）

平成20年9月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

唐 澤 祥 人

「禁煙に関する声明文」の公表について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、本会では禁煙に対する取り組みの一層の推進を図るため、「禁煙に関する声明文」を9月16日開催の第7回理事会で承認し、翌9月17日の定例記者会見において公表いたしました。

つきましては、本声明文を送付いたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本声明文は、日医ホームページ (<http://www.med.or.jp/nosmoke/index.html>) に掲載するとともに、厚生労働省、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、都道府県知事へも送付していることを申し添えます。

禁煙に関する声明文

喫煙は、肺がんをはじめとする多くのがんの原因となるほか、慢性気管支炎や肺気腫などの慢性閉塞性肺疾患や、心筋梗塞や脳卒中などの心・血管系疾患の原因となることが国内外の研究によって確立しています。また、喫煙者のみならず受動喫煙にさらされる周囲の人たちに肺がんや心筋梗塞、胎児を含めた発育障害、老化など多様で重大な健康障害をもたらします。さらに、たばこに由来する医療費の増加や、火事をはじめとする社会的損失等、甚大な影響を及ぼします。

我が国は、平成17年2月に発効したWHOたばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（FCTC）の締約国となっています。FCTCの目的は、「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護すること」です。喫煙率の低下、特に若年者や女性における喫煙率の低下と受動喫煙の防止に取り組むことは、極めて重要かつ喫緊の課題であり、国としての責務であると考えます。

日本医師会でも、平成15年に「禁煙日医宣言」を採択し、会員の喫煙実態調査、医療機関における禁煙対策の調査を継続的に実施し、また資料やポスターの作成、配布、医師会館の禁煙等様々な禁煙推進活動に取り組んでいます。

今般、神奈川県において受動喫煙による健康被害を未然に防止し、県民の健康の確保を図るため、県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにした「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案が発表されました。不特定多数の者が利用する公共的施設における受動喫煙を防止する内容で、禁煙社会の実現に向けて大きく踏み出すものとして、高く評価されます。今後、同様の取り組みが全国に広がること、そして職場における受動喫煙防止の取り組みが推進されることを、日本医師会としても期待し協力したいと考えています。

喫煙開始年齢の若年化と女性の喫煙率の上昇は、個人の健康問題にとどまらず、社会的にも大きな課題です。若年者の喫煙率低下には、幼小児期からの喫煙防止教育とあわせて、職場・公共の場所の禁煙とたばこの価格を上げることが有効な手段とされます。日本のたばこ価格は欧米に比較して安く、たばこ税の引き上げにより価格を上げることで喫煙率、特に若年者の喫煙率を低下させることは、健康の保持増進に寄与するだけでなく、たばこの害による社会的負荷を軽減するという点で、日本の将来にとって重要な意味を持っています。

日本医師会では、今後、以下の取り組みを進めます。

- 1, 医療機関、医師会における全面禁煙の徹底
- 2, 禁煙治療・禁煙支援体制の整備
- 3, 喫煙防止教育の推進
- 4, 若年者や女性の喫煙抑止のための、たばこ税・価格の引き上げ
- 5, 職場・公共の場所における喫煙の法的規制の推進

平成20年9月16日

日本医師会会長
唐澤 祥人